

令和4年第1回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和4年3月25日

目 次

議第 5 8 号	令和 3 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 7 号）	別冊
議第 5 9 号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 6 0 号	各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 6 1 号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 6 2 号	各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8 頁

議第59号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるとともに、市長等の給料を減額するため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 第3条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同月30日までの間における市長及び副市長（健康福祉部に関する事務を担当する副市長に限る。第2号において同じ。）の給料月額は、次のとおりとする。

(1) 市長 第3条第1号に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額

(2) 副市長 第3条第2号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第60号

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

令和4年6月に市議会議員に支給する期末手当の特例措置を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和4年6月に支給する期末手当の額の算定については、各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第61号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

常勤の一般職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100）」に、「100分の62.5」を「100分の57.5）」に改める。

(各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに各務原市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第22条第4項及び第5項若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成11年条例第29号）第4条第1項又は各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において

同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 給与条例第12条第3項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15

ウ 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

2 令和3年12月に各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第33号)その他の市の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第33号)の適用を受ける者その他の市の規則で定める者との権衡を考慮して市の規則で定める」とする。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第62号

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和4年3月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「フルタイム会計年度任用職員のうち」を「給与条例第22条第1項及び第4項、第22条の2並びに第22条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員(」に、「には、常勤の職員の例により期末手当を支給する」を「に限る。次項において同じ。)について準用する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額(前項において準用する給与条例第22条第4項に規定する期末手当基礎額をいう。)に100分の120を乗じて得た額に、常勤の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第13条中「パートタイム会計年度任用職員のうち」を「給与条例第22条第1項、第22条の2及び第22条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員(」に、「には、常勤の職員の例により期末手当を支給する」を「に限る。次項において同じ。)について準用する」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、常勤の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、常勤の職員との権衡を考慮し、市の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。